



国土交通省 サステナブル建築物等先導事業

次世代住宅の新たな展開です。キーポイントは IoT

IoTの流れは近年急に現れたわけではありませんが、その技術革新のスピードの速さゆえに非常に注視されています。

インターネットに繋がった住宅と住宅に付随する設備や家電、そして更に未来になると、今度は人やライフスタイルがインターネット上で住宅と繋がり住む人に合った暮らしを実現していきます。未来で標準になっていく新しい住宅スタイルは今、取り組んでいくことで非常に良いコンテンツとなっていくことが予想されます。

そして同時にキーポイントとなるのは住宅・空間という中身の演出部分です。

快適な住まいづくりと共に忘れてはならないのが「したい」「やりたい」等の能動的な気持ちから発生するワクワクする・ドキドキする 魅力的な空間演出です。

そして IoTだけではどうしてもフォローしきれない間取りの部分等、住宅を良くする・暮らしを良くするコンテンツは、まだまだ時代に合わせてカスタマイズしていく余地があります。

国土交通省の先導事業から読み解く

更に先の展開に向けて、今まさに行動が求められています。



生活者の課題を建築側から解決するための補助事業 「サステナブル建築物等先導事業（次世代住宅型）」開始

等具体的な効能に踏み込んだ住宅の提案
2017年7月28日まで募集、9月上旬に採択事業を公表

- ◆ 一定の省エネ性能を満たし、2017年度内に事業着手する建築計画対象
- ◆ IoT技術の採用必須

健康になる家

健康管理ができる

掃除不要な家

家事負担が減る

補助の限度額は戸建ての場合で1戸当たり300万円、
集合住宅などの場合で総事業費の5%または10億円のいずれか少ない額

遺産分割から住居除く【試案】

今まででは住居以外の財産があまり状態だと、残された相続人の内住居に住んでいる者が遺産分割のため売却を迫られ、長年住み慣れた自分の家を失うことがあった。

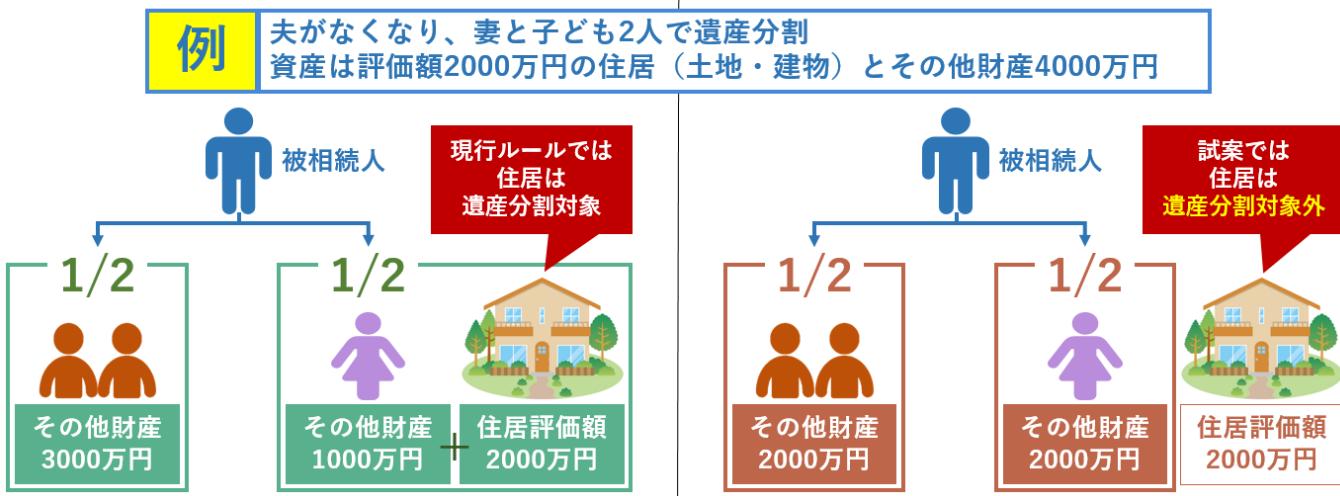
高齢化社会に上記のような問題は今後増え続けることが懸念されており、今回の試案が発表されることとなりました。

相続分野全体の要綱案を年内にもまとめる、ということで公表されています。

しかしここでポイントが今回の試案が仮に通った場合
住居が遺産分割の対象から外れるには条件があります

- ① 夫婦の婚姻期間が 20 年以上であること
- ② 配偶者に住居を生前贈与する 又は 遺言にて贈与する意思を示すこと

【現行ルール】	【今回試案】
<p>＜相続人が配偶者と子ども1人の場合＞ …各2分の1ずつ ＜子どもが複数いる場合＞ …配偶者が2分の1残りを子どもの人数で等分</p>	<p>配偶者に贈与された住居は遺産分割の対象にしない <条件> 1. 夫婦の婚姻期間が20年以上 2. 配偶者に住居を生前贈与する又は遺言で贈与意思を示す</p>



ルールの把握をしっかりと行うこと

【消費者が知らないことを事前に分かっている】

【相談されたら答えられる】

この体制を作つておくことがポイントです